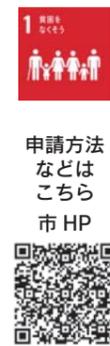


低所得のひとり親世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

対象 次のいずれかに該当する人
 ・ 公的年金などを受給していることと令和5年3月の児童扶養手当の当の支給を受けていない
 ・ 物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給制限の限度額相当となった
 ※令和5年3月の児童扶養手当の支給を受けている人は5月に給付済みのため対象外



申請方法は
 市HP
 申請窓口

子ども未来課 ☎(32)1404

不妊治療費を助成します

市では、一般不妊治療(人工授精)を受けている夫婦に対し、治療費を助成します。
助成対象費用 保険適用の対象となる一般不妊治療費用の自己負担分
 ※文書料、入院時の食事療養費標準負担額・個室料などは除く。

助成限度額 1回の妊娠にかかる治療ごとに、上限4万円
申請期限 治療日から6カ月以内



市保健福祉センター
 ☎(32)7100



児童手当の現況届提出が必要な場合も

現況届の提出は、原則不要ですが、児童の養育状況が変った場合は、現況届の提出が必要です。
現況届の提出が必要な場合
 ・ 離婚協議中で配偶者と別居している
 ・ 配偶者からの暴力などで、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している
 ・ 支給要件児童の戸籍・住民票がない
 ・ 市から提出の案内があった
別途届け出が必要な場合
 ・ 支給対象児童がいなくなった
 ・ 受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わった



肥後銀行移動店舗車「ハモニカー」が巡回

6月の運行スケジュール	運行先
毎週㊶	肥後銀行旧松合代理店跡地
毎週㊶	戸馳地区生涯学習センター(旧戸馳小)
15日㊶	大岳市民館 10時~11時30分
	豊洋園 12時~14時

※天候などの影響で運行日時を変更・休止する場合があります。



氏名が変わった
 ・ 受給者の加入年金が変わった
 ・ 受給者や配偶者が公務員になった
 ・ 児童を養育する人と結婚した
 ・ 配偶者がいなくなった
 子ども未来課 ☎(32)1404

事業者向け

工事を行う前に遺跡かどうかの確認を

工事が遺跡の範囲内に該当する場合、着工の60日前までに届け出が必要です。土の掘削を伴う工事の予定があるときは、事前にお問い合わせください。

申請窓口 文化スポーツ課



文化スポーツ課 ☎(32)1954

肥料価格高騰に直面する農業者を支援します

対象 次の全てに該当する、化学肥料の低減に取り組む農業者



・ 国が設定する15項目のうち2つ以上の取り組みを実施している
 ・ 過去1年以内に農産物を販売していた
対象肥料 令和4年6月~令和5年5月に注文(購入)した肥料法に基づく肥料
支援額 前年度から増加した肥料費の85%

申請先 購入先の肥料販売店
販売店で受け付けない場合のみ、次の通り申請を受け付けます。
申請書類配布場所 農政課、各支所(不知火支所以外)
 ※申請には、販売店の証明が必要です。早めに申請書類を受け取ってください。

申請期限 6月30日
 農政課(宇城市農業再生協議会) ☎(32)1641

農業者年金の現況届提出期限がまもなくです

受給者には、年金の受給資格があるかどうかを年に1回確認する



農業者年金の現況届提出期限を延長しています

「現況届」が、5月下旬に農業者年金基金から送付されています。期限までに必ず提出してください。
提出期限 6月30日
提出先 農業委員会事務局、各支所
 農業委員会事務局 ☎(32)1341



トイレトーパー以外の紙や異物を下水道に流さないで

下水管が詰まると、汚水が流れなくなり、台所やトイレ、風呂に汚水が逆流し、使用できなくなります。紙おむつやお掃除シートなどの水に溶けない異物は絶対に下水道に流さないでください。

また、下水管に油が流れ込んでも、冷えて固まり、詰まりの原因となります。

下水道に流すものには気を付けてね



上下水道課 ☎32-1691

営業時間 10時~14時
 肥後銀行 営業統括部 ☎096(326)86008



施設住所 三角町三角浦1160-179
 内覧申込期限 6月30日

- 物件①**
 面積 80㎡
 賃料 月額 72,000円
- 物件②**
 面積 170㎡
 賃料 月額 153,000円
- 共通事項**
 ※水道光熱費別途契約
 ※浄化槽保守点検費賃借人負担



市HP



商工観光課 ☎32-1604

新たに人権擁護委員が就任しました



川島 ひとみ 委員 (松橋町)

人権擁護委員は、親身になってあなたの相談に応じます。秘密は守られますので、気軽にご相談ください。
 人権啓発課 ☎(32)1708

お知らせ

農政課 ☎(32)1641

受付期限 6月30日
申込先 農政課、各支所(不知火以外)
持参物 市税の未納がない証明書、通帳、印鑑(認印可)
〔個人〕 令和3年または4年分の所得税確定申告書第一表と青色申告決算書(白色申告は収支内訳書)
〔法人〕 直近2期いずれかの決算書